

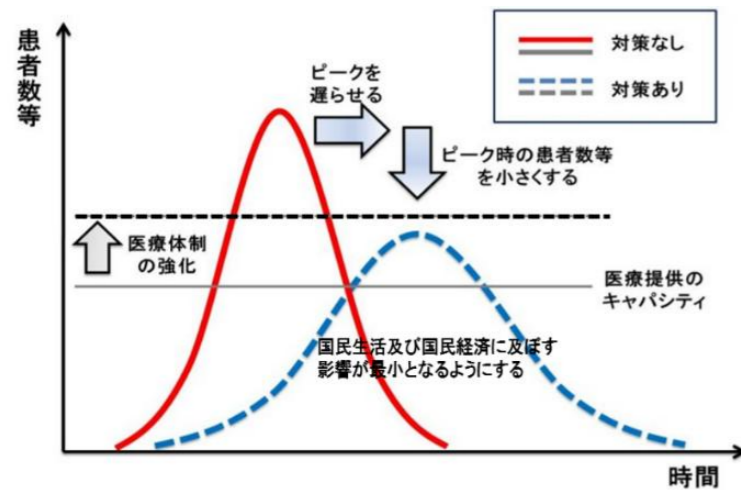
# 水巻町新型インフルエンザ等対策行動計画（概要版）

新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という)において、2014年に「水巻町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。

今回、新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、政府行動計画が全面改定され、福岡県行動計画も改定されたため、それらを踏まえ、新たな感染症による危機も対応できる体制の構築を目指し「水巻町新型インフルエンザ等対策行動計画」改定を行いました。

## 目的

- ①感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護すること
- ②住民生活および住民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

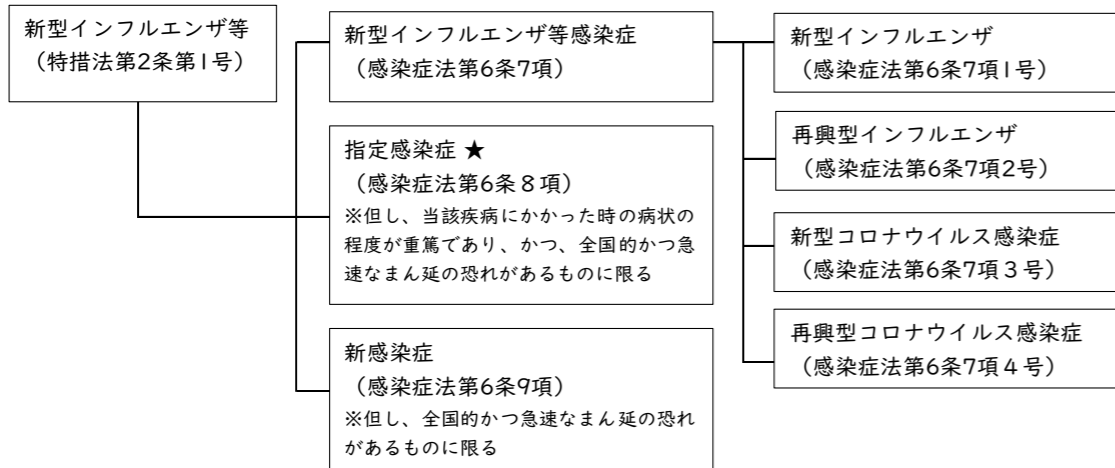


引用：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン(まん延防止)

## 根拠

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条

## 新型インフルエンザ等の定義



★想定外の感染症が突発的に発生・拡大する現実を踏まえ、特定の疾病名に限定しない対応が必要と認識され、「指定感染症」が追加。新たな感染症が発生した場合でも、速やかに対応を開始できる仕組みとなっている。

## 改定のポイント

- (1)政府行動計画・県行動計画の対策項目が13項目に拡充。そのうち7項目が市町村計画に反映。
- (2)対策項目ごとに、3区期(準備期・初動期・対応期)に再設定し、準備期(平時)の取組みを充実。

現行(水巻町)

- ①実施体制
- ②情報収集
- ③情報提供・共有
- ④予防・まん延防止
- ⑤予防接種
- ⑥町民の生活・経済の安定確保

※改定後  
政府行動計画・県行動計画

- ①実施体制
- ②情報収集・分析
- ③サーベイランス
- ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤水際対策
- ⑥まん延防止
- ⑦ワクチン
- ⑧医療
- ⑨治療薬・治療法
- ⑩検査
- ⑪保健
- ⑫物資
- ⑬国民生活および国民経済の安定確保

改定後(水巻町)

対策項目	概要	
	準備期(平時)	初動期・対応期
実施体制	関係機関の連携、人材の確保・育成や実践的な訓練	緊急事態措置の検討、迅速な対策の実施に必要な予算の確保
情報提供・共有、リスクコミュニケーション	住民等への基本的対策等の情報提供・共有	国からの要請を受けて、可能な限りの双方向のコミュニケーションの実施
まん延防止	基本的対策の周知・広報や有事の対応について理解促進	感染症の特徴や感染状況に応じた適切なまん延防止対策
★ワクチン	速やかな接種体制についての整理や必要な訓練の実施 DX推進による迅速かつ正確な接種記録等の整備	医師会、医療機関等と連携し、接種会場や医療従事者の確保など接種体制を構築・実施
★保健	人材育成及び連携体制の構築	感染状況に応じた体制の変更
★物資	感染症対策物資の備蓄、定期的確認	
住民の生活及び地域経済の安定の確保	情報共有体制の整備、DXを活用した適切な仕組みの整備	感染状況に応じ、住民生活および社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応

現行	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
改定後	準備期	初動期	対応期		

